平成２８年（フ）第５０号
千葉県勝浦市新官1435番地12
債務者　吉岡　　勉
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第６４号
千葉県茂原市東部台２丁目21番地５（コーポラスセンユー106号）
債務者　高橋　吉友
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第６５号
千葉県茂原市木崎230番地１
債務者　加藤　里美
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第６６号
千葉県茂原市新小轡824番地21
債務者　大瀬　忠志
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第６８号
千葉県茂原市東部台３丁目20番地８（ポッシブルドリーム101号）
債務者　梅田　英男
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第７３号
千葉県長生郡長南町坂本3129番地
債務者　若菜　　修
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２８年（フ）第６２７号
川崎市宮前区東有馬４丁目５番２－205号
債務者　畠山　一枝
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３５０号
山梨県甲府市湯村３丁目２番24号
債務者　市川　　明
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３７０号
山梨県笛吹市石和町上平井421番地　石和団地２号館105号
債務者　**廣**野　文子
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第３７８号
山梨県中巨摩郡昭和町清水新居943番地１
コーポ今村Ａ－201号
債務者　伊藤美穂子
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１６９号
長野市大字徳間1101番地18
債務者　萩原　直幸
1　決定年月日時　平成29年１月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１７０号
長野県須坂市北相之島202番地（46―53）
債務者　畔上　陽平
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１７３号
長野市大字稲葉2410番地
債務者　長野美由紀
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１８３号
長野市三輪５丁目２番Ｄ２－101号　柳町団地
債務者　武田　美枝
1　決定年月日時　平成29年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０４号
長野県上田市上丸子1801番地　県住Ｋ－３204号
債務者　芥　　孝博
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第１０９号
長野県上田市芳田1819番地４　ベリーハイツ203号
債務者　小坂めぐみ
1　決定年月日時　平成29年１月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
長野地方裁判所上田支部

平成２８年（フ）第９８号
長野県茅野市泉野4735番地
債務者　有賀まゆみ
1　決定年月日時　平成29年１月13日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月13日まで
長野地方裁判所諏訪支部